

細則

第1条 登録手数料

- 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。なお、既に会員に登録済みの場合にも、1種別ごとの登録手続きを必要とする。但し、登録手数料は、2種別目以降に登録する場合は、免除されるものとする。

登録手数料	3,300円(税込)
-------	------------

- 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返還しないものとする。

第2条 年会費

会則第7条第1項における年会費は、本スクールは徴収しないものとする。

第3条 月会費

- 本スクールの会費の月額（当月1日から当月末まで）は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税込)	
	スクール会員	スポーツクラブ会員併用
快活・楽楽俱楽部	5,500円	3,300円
ストリートダンス	7,700円	4,400円

- 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を現金で支払うものとする。
- 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
- 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

第4条 変更手数料

会則第11条第1項における本スクールの変更手数料は、1回につき1,100円(税込)とする。

第5条 休会費

会則第12条第2項における本スクールの休会費は、月額2,200円(税込)とする。

第6条 会員証の再発行

会則第16条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,100円(税込)とする。

第7条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

第8条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

第9条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

第10条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本スクールの所定の場所に掲示し、本スクールホームページ

ページにて会員に告知するものとする。

第11条 本細則の発効

本細則は2021年8月1日より発効する。